

青年の家（松川・須坂）の廃止について（案）

文化財・生涯学習課

1 廃止の方針について

「長野県行政・財政改革方針」(H24年3月)に基づき青少年教育施設のあり方検討を行い、「青年の家」(松川・須坂)は、勤労青少年等の健全な育成を図るという当初の設置目的を果たしたこと等から廃止することとし、「少年自然の家」(望月・阿南)については、事業の充実(機能強化)を図ることとした。

【廃止理由】

- ①勤労青少年等の健全な育成を図るという当初の設置目的が果たされている。
- ②青年の家は宿泊定員が少なく学校等の大規模団体受入に制約がある。
- ③南信・北信地域には国や市町村の青少年教育施設がある。

2 松川町及び須坂市の意向

上記方針に基づき松川町及び須坂市と協議を重ね、両市町から「廃止を受入れ、廃止後は施設の譲渡を受ける」という意向を確認している。

- 平成25年12月 松川町・須坂市へ、平成27年3月末で廃止する方針を伝え、移管後の検討を要請
- 平成26年 6月 地元での検討等に時間を要することから廃止時期を2年間先送り。
- 平成27年12月14日 須坂市長に意向を確認
- 平成28年 1月21日 松川町長に意向を確認

3 今後の予定

- 平成29年2月 県議会へ、青年の家の廃止条例を上程
- 平成29年4月 松川町・須坂市へ施設を移管

4 施設の概要

	松川青年の家	須坂青年の家	望月少年自然の家	阿南少年自然の家	
設置目的	青少年に団体宿泊訓練を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的な各種の教育事業を行う。		少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図る。		
指定管理者	松川町	㈱フードサービスシンワ	信州リゾートサービス㈱	阿南町	
H27指定管理料	26,900千円	27,650千円	29,300千円	26,700千円	
所在地	下伊那郡松川町大島	須坂市峰の原	佐久市協和	下伊那郡阿南町西条	
標高	770m	1,550m	1,265m	650m	
開所	昭和53年(築37年)	昭和57年(築33年)	昭和52年(築38年)	昭和61年(築29年)	
敷地(構造)	40,999㎡(RC-2F)	33,060㎡(RC-2F)	330,000㎡(RC-1F)	24,631㎡(RC-2F)	
建設費	285,160千円	702,400千円	403,183千円	737,764千円	
利用者 H26	日帰り	13,198人	1,375人	8,341人	4,419人
	宿泊	6,877人	17,217人	14,196人	12,737人
宿泊室定員	100人	120人	200人	200人	
キャンプ場定員	150人	125人	200人	200人	
宿泊室	洋室 8、和室 6	洋室 10、和室 10	洋室 27、和室 1	洋室 16、和室 8	
休所日	月曜日、国民の祝日の翌日、12月29日～1月3日				

※平成18年7月末に松本・小諸青年の家を廃止し、それぞれ松本市・小諸市へ移管した。